

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：令和5年2月15日

| 企業・事業場名称           | 所在地         | 公表日        | 違反法条   | 事案概要  | その他参考事項      |
|--------------------|-------------|------------|--|---|--------------|
| 油谷産業（株）            | 福岡県遠賀郡岡垣町   | R4. 7. 14  | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条                     | 高さ約3mのデッキ上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの               | R4. 7. 14送検  |
| 昭和建設（株）            | 福岡県久留米市     | R4. 8. 16  | 労働基準法第101条<br>労働基準法第120条                         | 労働基準監督官に対して虚偽の記載をした帳簿書類の提出及び虚偽の陳述を行ったもの                   | R4. 8. 16送検  |
| 個人事業主              | 福岡県古賀市      | R4. 9. 2   | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条                     | 高さ約3mのテラスの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R4. 9. 2送検   |
| （株）花華              | 福岡県北九州市八幡西区 | R4. 9. 14  | 最低賃金法第4条   | 労働者1名に、1か月間の定期賃金約36万円を支払わなかったもの                           | R4. 9. 14送検  |
| 水谷建設工業（株）          | 福岡県田川市      | R4. 9. 15  | 労働安全衛生法第61条<br>労働安全衛生法施行令第20条<br>クレーン等安全規則第22条   | 無資格の労働者にクレーンの運転の業務を行わせていたもの                               | R4. 9. 15送検  |
| 愛和商会（株）            | 福岡県福岡市博多区   | R4. 10. 12 | 労働安全衛生法第14条<br>労働安全衛生法施行令第6条<br>労働安全衛生規則第517条の17 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任していなかったもの                          | R4. 10. 12送検 |
| （株）五大設備            | 福岡県大野城市     | R5. 1. 6   | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第563条                     | 高さ約5mのわく組足場で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの             | R5. 1. 6送検   |
| クラシックマネジメントグループ（株） | 福岡県宮若市      | R5. 1. 18  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の73                  | 軽ダンプトラックの墜落するおそれのある荷台に労働者を乗せて走行させたもの                      | R5. 1. 18送検  |
| （株）ツクイスタッフ         | 神奈川県横浜市港南区  | R5. 1. 18  | 労働基準法第15条  | 労働者1名に対し、労働条件について、書面を交付する等により明示していなかったもの                  | R5. 1. 19送検  |

福岡労働局

最終更新日：令和5年2月15日

| 企業・事業場名称  | 所在地      | 公表日       | 違反法条                          | 事案概要  | その他参考事項     |
|-----------|----------|-----------|-------------------------------|---|-------------|
| 笹原セメント工業所 | 福岡県八女市   | R5. 1. 24 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条  | 高さ約3.8mの木造住宅1階の屋根上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの | R5. 1. 24送検 |
| 辛栄商事（株）   | 北九州市小倉南区 | R5. 2. 15 | 労働安全衛生法第61条<br>労働安全衛生法施行令第20条 | 無資格の労働者にフォークリフト及び解体用つかみ機の運転を行わせたもの                  | R5. 2. 15送検 |